

「建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件」等の一部  
改正案に関するパブリックコメントの募集について

平成27年10月1日  
＜問い合わせ先＞  
国土交通省土地・建設産業局建設業課  
TEL：03-5253-8111（代表）  
（内線24756）

解体工事に関する施工技術の専門化や施工実態の変化といった事情を踏まえ、業種区分について「解体工事」を新設する等の所要の措置を講ずる「建設業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第55号。以下「改正法」という。）が平成26年6月4日に公布されたところです。

今般、改正法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において施行することとされている規定の施行に伴い、「建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件」（昭和63年建設業告示第1317号）、「監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件」（平成7年建設省告示第1297号）、「建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件」（平成17年国土交通省告示第1424号）及び「建設業法第二十七条の二十三第三項の規定による経営事項審査の項目及び基準を定める件」（平成20年国土交通省告示第85号）について所要の改正を行う必要があります。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

＜意見募集要領＞

1. 意見募集対象

- ・「建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件」（昭和63年建設業告示第1317号）の一部を改正する案
- ・「監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件」（平成7年建設省告示第1297号）の一部を改正する案
- ・「建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件」（平成17年国土交通省告示第1424号）の一部を改正する案
- ・「建設業法第二十七条の二十三第三項の規定による経営事項審査の項目及び基準を定める件」（平成20年国土交通省告示第85号）の一部を改正する案

## 2. 意見募集期限

平成27年11月1日（日）（必着）

## 3. 意見送付要領

別添の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。

（1）電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：kengyo@mlit.go.jp

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

（2）FAXの場合

FAX番号：03-5253-1553

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

（3）郵送

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

※ 件名を「建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件等の一部改正案に関する意見」と明記してください。

※ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。

※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりません。

※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おきください。（匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

(別添)

[意見提出様式]

国土交通省土地・建設産業局建設業課パブリックコメント担当 宛

「建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件等の一部改正案に関する意見」

氏名：

会社名／部署名：

住所：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

理由：

【お問い合わせ先】 国土交通省(03-5253-8111)  
土地・建設産業局建設業課(内線24756)